

日野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

日野市長

古賀 壮志

日野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日野市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「第6条第1項各号」を「第6条」に改める。

第14条第1項中「東京都四市競艇事業組合」を「東京都四市ボートレース事業組合」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市職員の定年等に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。